

## 一般廃棄物処理業許可証

平成30年2月22日付けで申請がありました一般廃棄物処理業の許可については、船井郡衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年条例第14号)第24条の規定により次のとおり許可する。

氏名又は名称	安田産業株式会社
代表者氏名	代表取締役 安田 奉春
事業所の所在地	京都府船井郡京丹波町井尻青山1-1
営業区域	京都府南丹市及び京都府船井郡京丹波町
処理業の種別	収集運搬業
処理する廃棄物の種類	①一般廃棄物【事業系ごみ】 ②一般廃棄物【家庭系ごみ】
許可期間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
許可条件	<p><b>【処分先】</b> ①カンポリサイクルプラザ(株)(京都府南丹市園部町高屋西谷1)※ただし、一時的な多量廃棄物については除く(要相談) ②のうち、金属類・粗大・家電:かねだ商店(京都府南丹市日吉町胡麻イカガヘラ15-15) ②の上記以外:京都中部クリーンセンター(京都府南丹市八木町室河原大見谷50-1)</p> <p><b>【計量】</b> ①処分先で計量を行うこと。 ②基本的には京都中部クリーンセンター(京都府南丹市八木町室河原大見谷50-1)で計量を行い、処分先へ搬入すること。</p> <p><b>【処理手数料及び徴収方法】</b> ①150円/10kg(税別) ※ただし、一時的な多量廃棄物については別途 ②排出者(委託者)が直接搬入した場合と同様</p> <p><b>【その他】</b> ・①のうち、生ごみ及び木くずについては、排出者の希望により分別して収集を行い、処分先①にてリサイクル処理を行うこと。 ・②については、当組合収集及び排出者の直接持ち込みが困難な場合で、排出者が処理を委託したものに限る。 ・基本的に収集当日かつ当組合営業日に処分を行うこと。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令(船井郡衛生管理組合条例等を含む)を遵守するほか、船井郡衛生管理組合の指示に従うこと。 ・これらに違反した場合は、許可の停止または取消をうけても異議の申し立てはできない。</p>

平成30年4月1日

船井郡衛生管理組合  
管理者 佐々木 稔納

